

年末における犯罪 及び事故の防止 ～犯罪や事故のない年末～

年末は、空き巣や車上ねらい、タイヤ盗などの道民生活に身近な犯罪の多発が予想されます。

安全で安心な年末を送り、希望に満ちた新年を迎えるため、次のこと気につけて犯罪被害や事故に遭わないようにしましょう。

- 家を留守にするときは、必ず戸締りをしましょう。すぐ戻るという気持ちが危険です。
- 自動車内には物を置かないようにしましょう。また、自動車から離れるときは、必ずエンジンキーを抜いてドアロックをしましょう。
- タイヤは鍵のかかる車庫や物置などに保管しましょう。

緊急通報は「110番」、 相談電話は「#9110」に！

110番は、事件・事故などが発生した場合に、警察へ緊急通報をするための電話です。

110番に出た警察官が、事件・事故の内容に基づいて必要な事項を質問しますので、慌てず落ち着いて正しく答えてください。

携帯電話で110番する場合、移動していると通話が途切れことがありますし、車を運転しながらの通報では法令違反となります。必ず安全な場所に停止して通報してください。

急を要しない相談や照会などは、警察相談電話#9110又は最寄りの警察署、交番・駐在所へお問い合わせください。

皆様の110番の正しい利用をお願いします。

天塩警察署 電話2-2110

幌延警察官駐在所 電話5-1002

飲酒運転の根絶 ～飲みません 断る勇気 誘わぬ礼儀～

◆飲酒運転の根絶！

飲酒運転は絶対にしない、させない。

◆飲酒運転には厳しい処分が！

○酒酔い運転

- ・違反点数35点…免許取消(3年)
- ・5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

○酒気帯び運転(呼気中アルコール濃度0.25mg／l以上)

- ・違反点数25点…免許取消(2年)
- ・3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

○酒気帯び運転(呼気中アルコール濃度0.15mg／l以上0.25mg／l未満)

- ・違反点数13点…免許停止(90日)
- ・3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

◆お酒に強い・弱いに関係なくアルコールによる影響が！

○脳への影響 ○運転への影響

- ・注意力の低下 → ・発見の遅れ
- ・情報処理能力低下 → ・反応の遅れ
- ・判断力の低下 → ・操作の遅れ

※死亡事故率8.7倍(飲酒なしと比較した場合)

◆「ハンドルキーパー運動」ご協力を

○ハンドルキーパーとは、自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。

戦後強制抑留者 の皆様へ

シベリア戦後強制抑留者に対する、特別給付金を支給しています。

・対象者は、旧ソ連邦又はモンゴル国の地域における戦後強制抑留者で、平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命の方です。(特別措置法施行日(平成22年6月16日)以降に亡くなられた方の相続人は請求できますが、施行日前に亡くなられた方のご遺族等は対象となっておりません。)

・請求受付期間は、平成24年3月31日です。まだ請求をされていない方はお急ぎください。請求期間内に特別給付金の支給を請求しなかった場合には、支給されません。

・請求書をお持ちでない方は、当基金から請求書類をお送りしますので、支給、当基金にお電話ください。

※既に特別給付金を支給された方は、再度の請求は出来ません。

ご連絡・お問い合わせ先

独立行政法人平和祈念事業特別基金

事業部特別給付金認定担当

電話0570-059-204(ナビダイヤル)

(IP電話、PHSからは03-5860-2748)

受付時間は

平日の9:00～18:00です。

戦傷病者等の妻の方へ

次の戦傷病者等の妻の方に、特別給付金が支給されます。

■平成15年4月2日以降に戦傷病者等と婚姻された妻、または同日以降以後重傷により第5款症以上の戦傷病者等となられた方の妻であって、平成23年4月1日において戦傷病者等である夫が第5款症以上の追加恩給等をうけていた方(額面15万円(軽傷者は半額)、5年償還の国債)

■「第十八回特別給付金」または「第二十回特別給付金」の受給権を取得した妻であって、戦傷病者等である夫が平成15年4月1日から平成18年9月30日までの間に公務傷病以外の原因により死亡された方(額面5万円、5年償還の国債)

○請求期間は、平成23年10月1日から平成26年9月30日までです。

請求期間を過ぎると手続きが行えなくなりますので、手続きはお早めに!

○請求手続きなど、詳しい内容については

町民課保健福祉グループ 電話5-1115又は北海道の援護担当課まで。